

2/16（火）～3/15（月）市・県民税、所得税の申告期間です
申告会場が一部変更となりますのでご注意ください！

【市・県民税】地区別申告受付日程表

	午前の部 (8：30～11：00)	午後の部 (13：00～15：30)	場所
2/16(火)	泉・田野原	上太田・東泉	泉公民館
17(水)	長井	平野	
18(木)	立足・下伊佐野 山田	上伊佐野	
19(金)	下太田・土屋		
22(月)	石関	大槻	片岡公民館
24(水)	乙畑・玉田	乙畑・山苗代	
25(木)	片岡		
26(金)	安沢	越畑	
3/1(月)	扇町一丁目	鹿島町	生涯学習館 2階 研修室
2(火)	扇町二丁目		
3(水)	上町		
4(木)	本町	矢板・富田	
5(金)	末広町		
8(月)	東町		
9(火)	木幡		
10(水)	幸岡・倉掛 片俣・塩田	川崎反町・境林 館ノ川・高塩	
11(木)	荒井・針生		
12(金)	中		
15(月)	沢・豊田	成田	

市・県民税、所得税の申告時期が近づいてきました。
市税務課では左記の日程で申告を受け付けます。
申告期間中、各会場では大変混雑が予想されますので、
申告に必要な帳簿・書類などは事前によく整理し、日程
表にあわせて申告してください。

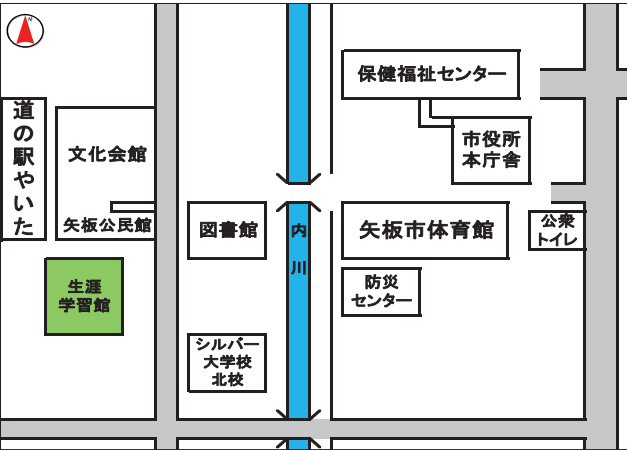
【留意事項】

- 下記のことについて、あらかじめご了承ください。
- 申告相談の結果、氏家税務署での申告が必要となる場合があります。
- 午前中の受付状況によっては、午後の受付になる場合があります。
- 医療費の集計、事業所得の収支計算がお済みでない場合、申告手続きが受付順と前後したり、受付できない場合があります。
- 申告相談の内容により、受付順が前後する場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、申告相談の日程や会場が変更になる可能性があります。

問い合わせ／

- 所得税の申告に関すること
〒329-1393 さくら市氏家2431-1
氏家税務署 ☎028（682）3311
- 市・県民税の申告
税務課 ☎（43）1115

●市庁舎案内図



【新型コロナウイルス感染症対策について】

- 感染拡大防止のため、ご協力をお願いします。
- 会場内の密を避けるため、昨年までの会場の市本庁舎は生涯学習館に変更となりますので、ご注意ください。
- 会場内ではマスクの着用をお願いします。
- 会場内の換気を行いますので、温かい服装でご来場ください。
- 発熱や風邪の症状がある方はご遠慮願います。

申告が必要な方

●市・県民税（市役所受付）

申告が必要と思われる方には、あらかじめ税務課から「市・県民税の申告書」を郵送します。申告書が届かない方でも、今年1月1日現在、市内に住所があり、次に当てはまる方は申告が必要です。

●所得税（原則、氏家税務署受付）

氏家税務署から申告書、またはお知らせのはがきなどが届かない方でも、次の①～③に当てはまり、さらに★に当てはまる方は申告が必要です。

- ①給与所得者で次の場合
令和2年中に
・給与所得以外の所得が20万円を超える方
・2カ所以上の事業所から給与を受けている方
・給与の収入金額が2,000万円を超える方
・年の途中で退職し、その後就職しなかった方や、1年の内に何度か職を変え、年末調整が済んでいない方

- ②公的年金受給者で、年金収入が400万円を超える方、公的年金所得以外の所得が20万円を超える方

申告に必要なもの

●本人確認書類

マイナンバー（個人番号）カードの提示、または写しの添付が必要です。（※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カード＋運転免許証などの本人確認書類）
※平成28年分以降の所得税、および復興特別所得税や贈与税の申告書を提出する際には、マイナンバーの記載が必要です。

●申告書

申告用紙について
所得税の申告用紙と収支内訳書は、税務署・市税務課にあります。申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得だけの方は確定申告書Aを、それ以外の所得がある方は確定申告書Bの用紙を使用してください。

●「確定申告のお知らせ」はがき

※昨年確定申告をされた方には、税務署から1月下旬に送付されています。

準備のポイント

●「自書申告」で提出を

申告書はできるだけ自分で作成してください。昨年の申告控えなどを参考に、ご自分で申告書を作成すれば、税務署などで申告する時間が短縮できます。

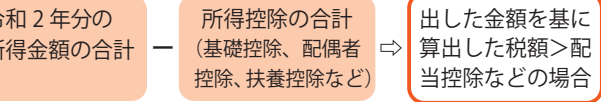
●領収書などの確認

- ・集計
医療費などの領収書は、人ごとに、病院（薬局）、月別にまとめ、支払額を集計しておきましょう。その際、社会保険や生命保険などで戻ってきた金額も明確にしておきましょう。
医療費の控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を税務署に提出することになりますので、必ず事前の作成をお願いします。
- ・日付のチェック
申告に使う領収書をまとめたら、もう1度日付のチェックをしましょう。令和2年分の申告なら令和2年の日付のものに限ります。

③その他の所得者で、次の場合

- ・事業所得（農業、商業、工業など）がある方
- ・不動産所得（地代、家賃など）がある方
- ・譲渡所得（土地、家屋の売却など）がある方

★次の計算式をもとに算出した税額が、配当控除額などを超える方



※所得税の確定申告場所は、原則、氏家税務署となりますが、①、②のような簡易なものは市役所でも申告できます。詳しくはお問い合わせください。

●印鑑（認め印可）

●振込口座番号

※本人名義の口座番号の控えをお持ちになるか、通帳をお持ちください。

このほか、次のものが必要です。

【給与所得者】

- 源泉徴収票、または事業主からの支払い証明書

【営業など事業所得者】

- 収支内訳書、収支の分かる帳簿と領収書

【その他の所得者】

- 収支を明確にする書類
- 【医療費、社会保険料などの控除を受ける方】
- 明細書、または領収書

●白色事業所得者は収支金額を明確に

すべての事業所得者（農業・営業・不動産）について、記帳・帳簿の保存が義務化されています。収入、支出の分かる明細・領収書などを整理し、必ず事前に収支の内訳を計算しておいてください。
また、農業の方は次の項目も明確に分かるようにしておいてください。
・田畑の作付面積
・田畑を貸した内容（面積、小作料相手方など）

●障害者控除

障害者手帳または、高齢対策課で発行する「控除認定書」をお持ちください。

重要 4月1日から
水道料金および下水道使用料が変わります

水道および下水道事業は、使用者の皆さまから納めていただいた使用料などで運営しています。

水道料金は平成7年度以降26年間、下水道使用料は平成19年度以降14年間、人件費削減や各種企業努力を行い現行料金を維持してまいりましたが、人口減少や節水機器の普及などにより料金収入は減少しています。

一方で、施設の更新や耐震化対策、更には老朽化に伴う維持管理費用が増加し、多額の費用が必要となります。

このままでは資金不足となり、安心・安全な水道水の供給や排水処理ができなくなる恐れがありますことから、改定させていただくことになりました。

今後より一層の経費削減などの経営努力をしてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



水道管の漏水工事



腐食が進んだ下水道管

【改定後の料金等適用時期】

- ①令和3年3月31日以前から継続して使用している方
 - ・偶数月検針の方 令和3年6月検針分から
 - ・奇数月検針の方 令和3年7月検針分から
- ②令和3年4月1日以降に使用を開始した方
 - ・使用開始後最初の検針分から

改訂後の水道料金（税込）

メーターの口径	現行料金		
	基本料金（1月につき）		従量料金（1㎡につき）
	水量	料金	
13mm	10㎡	1,540 円	10㎡を超える分 1㎡につき 165 円
20mm	10㎡	2,420 円	
25mm		3,960 円	1㎡につき 165 円
30mm		5,830 円	
40mm		10,450 円	
50mm		16,280 円	
75mm		36,410 円	
100mm		65,340 円	
125mm		102,410 円	
150mm		147,400 円	



改定料金		
基本料金（1月につき）		従量料金（1㎡につき）
水量	料金	
5㎡	1,540 円	5㎡を超える分 1㎡につき 165 円
5㎡	2,420 円	
	4,950 円	1㎡につき 165 円
	7,287.5 円	
	13,062.5 円	
	20,350 円	
	45,512.5 円	
	81,675 円	
	128,012.5 円	
	184,250 円	

改訂後の下水道使用料（税込）

使用区分	現行使用料	
	汚水量	金額
基本使用料（1月につき）	10㎡まで	1,320 円
超過使用料 1㎡につき	10㎡を超え 20㎡まで	143 円
	20㎡を超え 30㎡まで	154 円
	30㎡を超え 50㎡まで	165 円
	50㎡を超え 100㎡まで	187 円
	100㎡を超えるもの	198 円



改定料金	
汚水量	金額
5㎡まで	880 円
5㎡を超え 10㎡まで	154 円
10㎡を超え 20㎡まで	165 円
20㎡を超え 30㎡まで	176 円
30㎡を超え 50㎡まで	187 円
50㎡を超え 100㎡まで	209 円
100㎡を超えるもの	220 円

「上下水道使用量のお知らせ」の見方と計算方法（例）

現在、2カ月に1度検針員が各契約家庭を訪問し、「上下水道使用量のお知らせ」をポスティングしております。ご使用になっている水道メーターの使用口径や合計使用量をご確認ください。

水栓番号1234567

上下水道使用量のお知らせ

使用場所本町4-39

使用者名矢板 太郎 様

調定年月令和3年2月分

（ご使用期間）令和2年12月2日～令和3年2月2日

口径20mm

メーター番号20-12345

使用日数62日

水道使用量		区 分	水 道	下 水 道
今回の指針	164	今 回 の 使 用 量	51 ㎡	51 ㎡
前回の指針	113	下 水 道 加 減 使 用 量	*****	0 ㎡
メーター交換時使用量	0 ㎡	下 水 道 認 定 水 量	*****	0 ㎡
検針日時	令和3年2月2日（14：19）	合 計 使 用 量	51 ㎡	51 ㎡
検 針 員	お客様センター	料 金（税込）	9,950 円	7,190 円
前 回使用量	48 ㎡	合 計 金 額		17,140 円
前年同月使用量	54 ㎡	う ち 消 費 税 等		（ 1,559 円）

令和3年4月以降に料金改定後の計算はどうなる？

水道料金計算方法

●口径20mmで2カ月の合計使用量が51㎡の場合

【現行料金】

0～20㎡の20㎡（10㎡×2カ月）分（基本料金内）
2,420 円×2カ月分＝4,840 円①
21～51㎡の31㎡分（従量料金）
31㎡×165 円＝5,115 円②
①＋②＝9,950 円（10 円未満切り捨て）



【改定料金】

0～10㎡の10㎡（5㎡×2カ月）分（基本料金内）
2,420 円×2カ月分＝4,840 円①
11～51㎡の41㎡分（従量料金）
41㎡×165 円＝6,765 円②
①＋②＝11,600 円（10 円未満切り捨て）

※一般家庭（13mm・20mm口径）につきましては、2カ月最大で1,650 円（税込）の増額です。

下水道使用料計算方法

●2カ月の汚水量（合計使用量）が51㎡の場合
※1カ月あたりの使用量は、25.5㎡の場合

【現行料金】

0～10㎡まで 基本料金内＝1,320 円①
10㎡を超え～20㎡まで 10×143 円＝1,430 円②
20㎡を超え～25.5㎡まで 5.5×154 円＝847 円③
（①＋②＋③）×2カ月＝7,190 円（10 円未満切り捨て）



【改定料金】

0～10㎡まで 基本料金内＝880 円①
5㎡を超え～10㎡まで 5×154 円＝770 円②
10㎡を超え～20㎡まで 10×165 円＝1,650 円③
20㎡を超え～25.5㎡まで 5.5×176 円＝968 円④
（①＋②＋③＋④）×2カ月＝8,530 円（10 円未満切り捨て）

問い合わせ／

水道課 ☎（44）1511

下水道課 ☎（43）6214



水道課 HP



下水道課 HP

料金の納付方法が増えます！

令和3年4月1日から現在納付書でお支払いの方は、電子マネーでも納付することができますようになります。詳しくは、ホームページをご覧ください。



軽自動車、バイク、トラクターなどの廃車・変更手続きはお済みですか？手続きは3月31日（水）までに！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に登録されている車両に課税されます。使えなくなったり、譲ったりして車両はないのに、廃車や名義変更などの手続きを忘れていませんか？

3月31日（水）までに手続きをしないと、令和3年度軽自動車税（種別割）が課税になりますので、忘れず、お早めに手続きしてください。

車の種類	問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	市税務課 ☎（43）1115 ※廃車手続きには、所有者の印鑑とナンバープレートが必要です。 ナンバープレートを紛失した場合は、弁償代として200円がかかります。
小型特殊自動車 (コンパイン、トラクターなど)	
二輪の軽自動車・小型自動車 (125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050（5540）2019 ※アナウンスが流れます。 宇都宮市八千代 1-14-8
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050（3816）3107 宇都宮市西川田本町 1-2-37

税金の納付は振替納税・口座振替が便利です！！

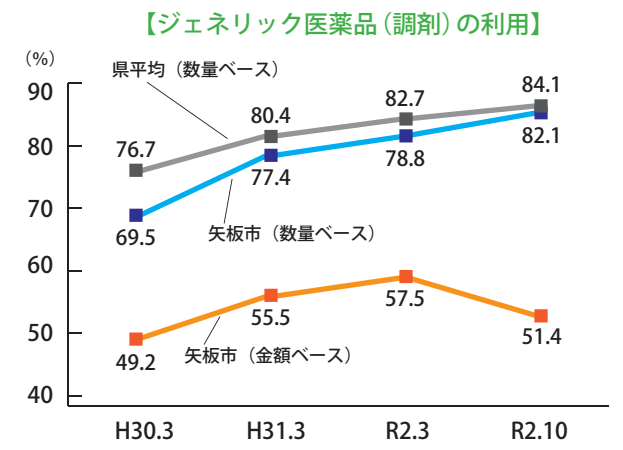
電気、ガスなどの公共料金と同じようにあらかじめ指定した金融機関の預金口座から、振替日に自動的に納税することができます。納め忘れの防止にもなり、とても便利です。

	振替納税・口座振替可能な税金	問い合わせ
国税	○申告所得税及び復興特別所得税 ○個人事業者の消費税及び地方消費税	氏家税務署 ☎028（682）3311
県税	○自動車税 ○個人事業税	矢板県税事務所 ☎（43）2171
市税など	○市県民税 ○固定資産税 ○軽自動車税（種別割） ○国民健康保険税 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料	市税務課 ☎（43）1115

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に替えてみませんか？

医療機関などで処方される薬には、「新薬（先発医薬品）」と「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」があります。ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に他の医薬品メーカーが出している薬のことで、新薬と同じ有効成分で効能・効果の等しいものが厚生労働大臣から承認されおり、一般的に新薬と比べて安価なため自己負担を少なくすることができ、医療費を節約できます。矢板市のジェネリック医薬品の利用率は、令和2年10月の数量ベースで82.1%と県平均の84.1%を下回っており、金額ベースでは、51.4%となっています。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118



**小さな水まわりのトラブルから
大きなリフォームまでお任せください！**

●蛇口の交換
●シャワーヘッドの交換
●雨漏り修理

●流し、排水のつまり
●換気扇交換
●各種リフォーム など

見積り、ご相談は無料！！お気軽にお問い合わせください。

📍 **お家のことなら、どんな小さなことでもお気軽にご相談ください！**

県北唯一認定 **TOTOリモデルクラブ店**
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

岩助 株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
フリーダイヤル0120-82-5541

矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

募集 令和3年度スポーツ教室 新規受講者

スポーツ教室の新規受講者を募集します。初歩的な内容ですので、お気軽にお申し込みください。
対象／市内に在住・在勤・在学しており、初めて申し込む方
※継続者は各教室・クラブにお問い合わせください。
募集期間／2月1日（月）～3月1日（月） ※祝日を除く
火～金 8：30～19：00
土～月 8：30～17：00
申込方法／希望する教室名の前にある番号をご確認の上、下記の方法でお申し込みください。

そのほか／
・参加費、年会費は、教室により異なります。
・定員を超えた場合は、抽選などで受講者を決定します。
・申込後の手続きは、後日連絡します。
・教室が休講または会場が変更になる場合があります。
申込・問い合わせ／
生涯学習課スポーツ推進班 ☎（43）6218

No. 2 ～ 23 の内、1つだけ入りたい！
No. 32 ～ 49、No. 50 ～ 57 の教室に入りたい！（いくつかの場合でも） ➡ 往復はがきで申し込み

(往信おもて)	(返信うら)	(返信おもて)	(往信うら)
〒 329-2165 矢板市矢板 106-2 矢板市生涯学習館内 生涯学習課 スポーツ推進班 宛て	空 欄	〒 □□□ - □□□□ 申込者の 郵便番号 住 所 氏 名	①希望教室名・No. ②氏名（ふりがな） ③性別 ④生年月日 ⑤年齢 ⑥住所 ⑦電話番号 ⑧勤務先または学校名・学年 ⑨保護者名(高校生以下の場合) ※年齢・学年は令和3年4月1日 時点のものを記入してください。

※後日（3月末～4月上旬）、返信用ハガキなどで初回・説明会などの日程連絡があります。

★No. 32～49 は、たかはら那須スポーツクラブの年会費がかかります。
★No. 50～57 は、矢板セントラルスポーツクラブの年会費がかかります。

No. 2 ～ 23 の中で複数入りたい！ ➡ 現金を添えて、生涯学習課で
チャレンジやいたスクール会員に申し込み

	年会費（保険料のみ）	会員特典ほか
チャレンジ やいた スクール会員	【 中学生以下 】 800 円 【 高校生～64 歳 】 1,850 円 【 65 歳以上 】 1,200 円	・No. 2～23 の教室を、参加費から保険料を差し引いた価格で受講できるため、複数受講する方におすすめです。

No. 24 ～ 31 の教室に入りたい！（いくつかの場合でも） ➡ 現金を添えて、生涯学習課で
チャレンジやいた正会員に申し込み

	年会費（保険料込み）	会員特典ほか
チャレンジ やいた 正会員	【 中学生以下 】 1,800 円 1,000 円(年会費)+ 800 円(保険料) 【 高校生～64 歳 】 3,350 円 1,500 円(年会費)+1,850 円(保険料) 【 65 歳以上 】 2,700 円 1,500 円(年会費)+1,200 円(保険料)	・No. 2～23 の教室を、参加費から保険料を差し引いた価格で受講できるため、複数受講する方におすすめです。 ・No. 24～31 の教室をいくつかでも受講できます。 ・チャレンジやいたが開催する各種イベントに会員価格で参加できます。 ・クラブ発行の会報誌やイベント情報をお届けします。 ・やりたい種目、イベント、あなたの意見がクラブ活動に反映されます。

募集 会計年度任用職員・臨時職員

職種	介護認定調査員	看護師	管理栄養士または栄養士	交通安全指導員	一般事務	道路等維持補修作業員	農村環境改善センター臨時職員
募集人数	1 人	若干名	1 人	3 人	1 人	1 人	1 人
賃金	月額 176,454 円	1 回につき 3,500 円（半日）	1 回につき 6,000 円（半日）	月額 42,300 円	時給 911 円	時給 1,003 円	時給 910 円
任用期間	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 （更新有）	4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
勤務時間	18 日／月 8：30～17：00	別途指示する日の 8：30～17：15 のうち指定する時間	乳幼児健康診査（午後）または 乳幼児健康相談（午前または午後） 1 回あたり 3～4 時間程度 1 月あたり 4～5 回程度	登校のある日 7：30～8：15	月～金曜日 8：30～17：15 のうち 7 時間 30 分	月～金曜日 8：30～17：00	週 30 時間以内、週 4 日程度勤務 （シフト制） 8：30～21：00
勤務場所	高齢対策課	市保健福祉センターおよび自治公民館など	市保健福祉センター	市内の交差点など	市民課	市内の現場	農村環境改善センター
仕事内容	●介護保険の要介護認定に係る訪問調査およびこれに付随する事務（介護認定申請者宅または入所施設等での、本人、家族、施設職員等への面接による調査および調査票の作成） ●その他介護保険に関する業務	●介護予防教室および認知機能簡易検査に係る看護師業務（教室運営補助、健康相談、検査結果説明など）	●乳幼児への栄養相談など	●児童・生徒登校時の安全な誘導 ●交通安全の推進 ●交通の指導	●各種証明書の申請受付および交付業務 ●マイナンバーカード関連業務補助	●道路・河川の維持・補修（草刈り、清掃、舗装補修等）	●館内外清掃・受付業務・植木剪定・草刈等
応募資格	●介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー 2 級以上）または社会福祉主事任用資格のいずれかの資格を有する方 ●上記資格の他に介護、医療関係の実務経験のある方 ●普通自動車運転免許所持 ●パソコン（エクセル・ワード）の基本操作ができる方	●看護師または准看護師免許所持	●管理栄養士または栄養士の資格を有する方	●市内在住 ●交通安全に熱意があり指導力のある 70 歳未満の方	●パソコン（エクセル・ワード）の基本操作ができる方	●準中型自動車運転免許所持 ●健康な方	●普通自動車運転免許所持
その他	●社会保険：あり ●年次休暇：あり ●夏季休暇：あり ●諸手当：あり	●諸手当：あり	●諸手当：あり	●制服貸与：あり ●携帯品貸与：あり ●諸手当：あり	●社会保険：あり ●年次休暇：あり ●夏季休暇：あり ●諸手当：あり	●社会保険：あり ●年次休暇：あり ●夏季休暇：あり ●諸手当：あり	●労働保険：あり ●年次休暇：あり ●夏季休暇：あり ●諸手当：なし
募集期限	2 月 24 日（水）		2 月 19 日（金）	2 月 19 日（金）	2 月 22 日（月）	2 月 22 日（月）	2 月 22 日（月）
応募方法	市販の履歴書とハローワーク矢板が発行した紹介状を直接、または郵送で提出		市販の履歴書を直接提出		市販の履歴書を直接、または郵送で提出		
選考方法	書類選考、面接（日時、場所は後日連絡）			書類選考、面接（日時、場所は後日連絡）			
応募 問い合わせ	〒 329-2192 矢板市本町 5-4 高齢対策課 ☎（4 3）3 8 9 6		〒 329-2192 矢板市本町 5-4 子ども課 ☎（4 4）3 6 0 0		〒 329-2192 矢板市本町 5-4 市民課 ☎（4 3）1 1 1 7		〒 329-2161 矢板市扇町二丁目 4-19 施設管理公社 ☎（4 3）4 6 2 0

3/1（月）～3/7（日）春の火災予防運動

3 月 1 日（月）～7 日（日）は、春季火災予防運動期間です。火の元には十分注意してください。また、期間中は、消防車両による警戒巡回を行います。併せてご協力をお願いします。

問い合わせ／
くらし安全環境課危機対策班 ☎（4 3）1 1 1 4
矢板消防署 ☎（4 4）2 5 1 1

- 住宅火災いのちを守る 7 つのポイント
- ①寝たばこをしない
 - ②ストーブの近くに燃えやすい物を置かない
 - ③ガスコンロから離れる時は必ず火を消す
 - ④住宅用火災報知機を設置する
 - ⑤寝具やカーテンは防災品を使う
 - ⑥住宅用消火器などを設置する
 - ⑦隣近所の協力体制をつくる
- ※住宅用火災報知器は、こまめに点検しましょう。
機器本体の交換目安は 10 年です。

募集 消防団員
～ボランティア精神あふれる方～

火災、地震、風水害に立ち向かい、市民の生命・財産を守るため日夜活動する消防団員になってみませんか。
安心・安全なまちづくりに協力いただける、ボランティア精神あふれる 18 歳以上の方をお待ちしています。
申込・問い合わせ／
くらし安全環境課危機対策班 ☎（4 3）1 1 1 4

消防団員は、活動服などが貸与され、火災時の消火活動や災害時の救助活動などに従事する非常勤特別職の地方公務員です。女性団員も活動しています。

矢板市福祉タクシー利用券
を利用する方へ

令和 2 年 12 月 25 日に県内一般タクシーの料金改定があり、普通車の初乗料金が 500 円となりました。これに伴い、重度の障がい者、高齢者の方を対象に 1 枚につき基本料金（初乗料金）分を助成する「矢板市福祉タクシー利用券」の助成額は 500 円になりますので利用の際は、ご注意ください。

問い合わせ／社会福祉課 ☎（4 3）1 1 1 6

※福祉タクシーについては、料金改定がないため助成額の変更はありません。
※本券の詳細については市ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

市からのお知らせ

募集 令和3年度市体育施設定期使用団体登録

令和3年度に市体育施設の定期使用を希望する団体の方は、次のとおり登録申請をしてください。

対象施設／

- ・市体育施設（市体育館、武道館、弓道場、日新・長井・上伊佐野体育館）
- ・市立小中学校開放施設（体育館、武道場、校庭）

資格／市内に在住・在勤・在学者が10人以上おり、年度内に6カ月以上使用し、かつ、保険に加入している団体

【調整会議】

日時	使用施設	場所
2月18日(木) 19:00～	市体育施設（市体育館、武道館、弓道場、日新・長井・上伊佐野体育館）	生涯学習館 研修室(1)
2月19日(金) 19:00～	市立小中学校開放施設（体育館、武道場、校庭）	生涯学習館 研修室(1)

登録申請／2月8日(月)までに生涯学習課にある申請書を提出後、次の調整会議に出席してください。

そのほか／市立小中学校開放施設の使用申込は、使用日の7日前まで、市体育施設の使用申込は、使用日の3日前までの受け付けとなります。

申請・問い合わせ／生涯学習課スポーツ推進班
☎(43) 6218

募集 市公営住宅および特定公共賃貸住宅入居者

市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています。所得基準など、入居には条件がありますので、お問い合わせください。なお、平成30年度より、中および高倉市営住宅の募集は行っておりません。

申込・問い合わせ／
施設管理公社（きずな館内）
☎(43) 4620



詳しくはこちら

【市営住宅】

※上太田の一部および単身者の部屋は、現在満室のため予約待ちとなります。

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
上太田	H19	4F	13,600～39,500円	1DK～3LDK (エレベーター有)	○	○	○	○	○	1台のみ 2,000円
石関	H1～3	3F	18,100～29,600円	和室3DK	-	-	○	○	○	1台のみ 2,500円
乙畑	H5～10	3F	22,500～35,100円	和室3DK	-	-	○	○	○	1台のみ 2,500円

【特定公共賃貸住宅】

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
乙畑	H8	3F	50,000円	和室3DK	○	-	○	○	○	1台のみ 2,500円

募集 令和3年度市営駐車場定期利用申込受付中

駐車場名および料金／

駐車場名	料金	区画数
本町駐車場 (市武道館南側)	月4,000円／区画	41区画
片岡駅東口駐車場 (片岡駅東側)	月4,000円／区画	15区画
片岡駅西口駐車場 (片岡駅西側)	月4,000円／区画	25区画

利用期間／4月1日～令和4年3月31日

申込期限／3月12日(金)まで

必要なもの／印鑑 ※利用する車のナンバーをお知らせください。

そのほか／

- ・車庫証明は発行しません。
- ・申込者多数の場合、抽選となります。(市民の方優先)
- ・駐車場に空きがあれば、締切後も受け付けます。

申込・問い合わせ／施設管理公社（きずな館内）
☎(43) 4620

【4月から市営片岡駐車場が利用できなくなります】

市営片岡駐車場は3月31日をもって廃止となります。4月1日からは市営片岡駅東口駐車場が定期でご利用いただけます。

問い合わせ／都市整備課 ☎(43) 6213